

## 議案第44号

### 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの開始	略	<p>1 略</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) サービスの内容 <u>（生産活動に係るものを除く。）</u>並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) サービスの内容 <u>（生産活動に係るものに限る。）</u>並びに<u>利用者の労働時間、賃金及び工賃</u></p>

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの開始	略	<p>1 略</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) サービスの内容 並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p>

		(7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略
略		
サービスの提供	1～3 略 4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(12)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。 5・6 略	略
略		

		(6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略
略		
サービスの提供	1～3 略 4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。 5・6 略	略
略		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。